

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 11 月 8 日 (火) 第 361 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

○家畜伝染病予防法に基づく消毒方法の実施

(畜産課取扱い) 1

告

示

鹿 児 島 県 告 示 第 787 号 の 2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、100羽以上の家きんを飼養する県内家きん飼養農家及びその他の県内家きん飼養農家であって家畜保健衛生所長が指定するものに対し次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

令和 4 年 11 月 8 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 実施の目的

県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

2 実施する区域

県下全域

3 実施の期日

令和 4 年 11 月 12 日 から 令 和 5 年 3 月 31 日 までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

4 消毒方法

消石灰等の消毒薬の家きん飼養農場内（家きん舎周囲及び家きん飼養農場外縁部）散布